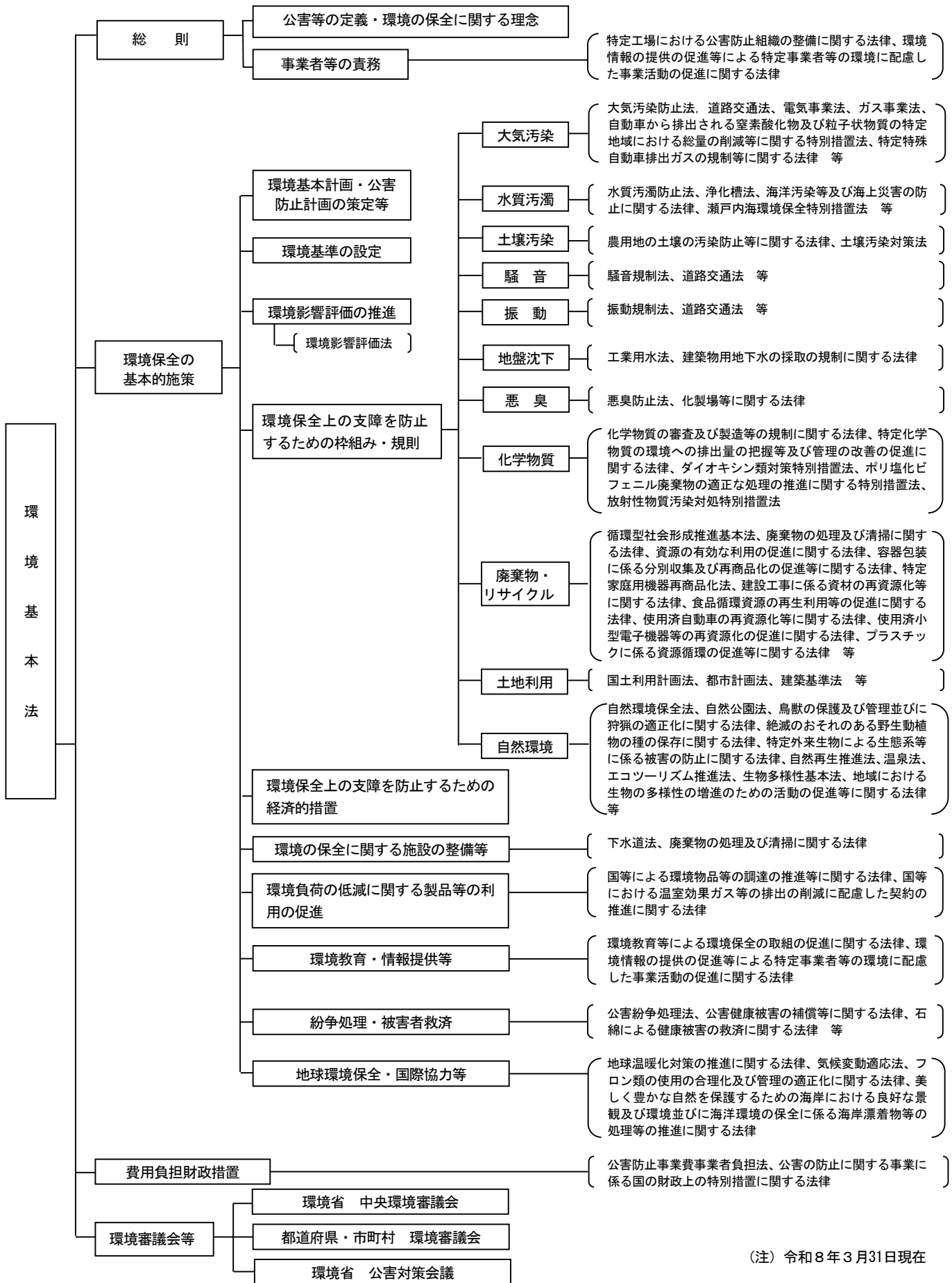


参考資料

環境保全関係法の体系



(注) 令和8年3月31日現在

豊田市環境基本条例

(平成 8 年 9 月 30 日条例第 27 号)

改正 平成 14 年 3 月 26 日条例第 3 号

平成 17 年 7 月 13 日条例第 89 号

豊田市環境基本条例（昭和 46 年条例第 38 号）の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 基本的施策（第 7 条～第 13 条）

第 3 章 総合的推進のための施策（第 14 条～第 18 条）

第 4 章 効果的推進のための施策（第 19 条～第 21 条）

第 5 章 豊田市環境審議会（第 22 条～第 26 条）

附則

私たちのまち、豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難となりつつあり、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代の市民に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、このことを改めて認識し、市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （２）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- （３）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海

洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

（公害の防止等）

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講じなければならない。

（自然環境の保全及び創造）

第8条 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に保全し、及び創造するため、必要な措置を講じなければならない。

（快適な環境の確保）

第9条 市は、都市の緑化、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全

等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第10条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第11条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

（環境教育の充実及び環境学習の促進）

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

（調査研究等）

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

（環境基本計画の策定）

第14条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する目標

（2）環境の保全及び創造に関する施策の基本的方向

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、豊田市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画の実施に当たっての措置）

第15条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

（施策の策定等と環境基本計画との整合）

第16条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

（年次報告書の作成、公表等）

第17条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（開発事業等に係る環境への配慮の推進）

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第20条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 豊田市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、豊田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 住民（市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者を含む。）
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊田市環境基本条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により定められた環境上の基準については、旧条例は、この条例の施行後も、なお効力を有する。

(廃止済みの公害防止条例等の改正文のため略)

附 則（平成14年3月26日条例第3号抄）

この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 13 日条例第 89 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（豊田市附属機関条例の一部改正）
- 2 豊田市附属機関条例（平成 4 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

豊田市環境審議会規則

(平成 8 年 9 月 30 日規則第 40 号)

改正 平成 10 年 6 月 26 日規則第 55 号

令和 2 年 12 月 24 日規則第 139 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊田市環境基本条例（平成 8 年条例第 27 号）第 26 条の規定に基づき、豊田市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の特例)

第 4 条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第 2 項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「半数以上の出席がなければ開くことができない」とあるのは「半数以上から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第 3 項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第 4 項中「会議に出席させ」とあるのは「審議に参加させ」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

(豊田市環境対策審議会規則の廃止)

2 豊田市環境対策審議会規則（昭和 46 年規則第 49 号）は、廃止する。

附 則（平成 10 年 6 月 26 日規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。（後略）

附 則（令和 2 年 12 月 24 日規則第 139 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市環境審議会規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

豊田市の環境を守り育てる条例

(平成 18 年 3 月 30 日 条例第 6 号)

改正 平成 22 年 6 月 30 日 条例第 50 号

平成 24 年 12 月 27 日 条例第 84 号

平成 28 年 3 月 30 日 条例第 2 号

令和 3 年 3 月 25 日 条例第 11 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 地球温暖化の防止等に関する施策（第 3 条～第 11 条）
- 第 3 章 自然環境を守り育てるための施策（第 12 条～第 15 条）
- 第 4 章 生活環境を守るための措置
 - 第 1 節 空き地の維持管理に関する措置（第 16 条～第 18 条）
 - 第 2 節 空き缶等の散乱防止に関する措置（第 19 条～第 28 条）
- 第 5 章 公害の防止等に関する施策
 - 第 1 節 公害の防止に関する施策（第 29 条～第 37 条）
 - 第 2 節 化学物質の適正な管理等に関する措置（第 38 条～第 40 条）
 - 第 3 節 報告、立入検査及び勧告（第 41 条・第 42 条）
- 第 6 章 環境保全に関する協定（第 43 条）
- 第 7 章 環境学習の促進に関する施策（第 44 条・第 45 条）
- 第 8 章 雑則（第 46 条～第 49 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、豊田市環境基本条例（平成 8 年条例第 27 号。以下「基本条例」という。）の基本理念に基づき、市、事業者及び市民（団体等を含む。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）環境の保全 公害その他の自然環境及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る支障を防止し、並びに自然環境及び生活環境を良好な状態に保持し、環境への負荷の低減を図ることをいう。
- （２）環境への負荷 基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
- （３）自動車等 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。
- （４）自動車排出ガス 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 17 項に規定する自動車排出ガスをいう。
- （５）低公害車 自動車排出ガスが発生しない自動車等又はその発生量がより少なく、かつ、低燃費である自動車等をいう。
- （６）自然環境 日光、大気、水、土壌、動物、植物等の環境の自然的構成要素及び当

該要素が複合したものをいう。

(7) 公害 基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。

(8) 化学物質 人の健康又は生態系に影響を及ぼすおそれがある元素及びその化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。

第2章 地球温暖化の防止等に関する施策

（市の責務）

第3条 市は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進その他地球環境保全（基本条例第2条第3号に規定する地球環境保全をいう。）のために必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化の防止等について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、日常生活又は事業活動において、地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫黄酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出の抑制に努めるとともに、資源及びエネルギーの消費を抑制し、及び資源の循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下同じ。）の推進に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、前条第1項に規定する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市の地球温暖化防止等への取組）

第5条 市は、毎年度、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）の調達の推進を図るための方針を作成するとともに、当該方針に基づき、物品及び役務の調達を実践するものとする。

2 市は、公共施設の整備及び維持管理に当たっては、率先して環境に配慮するものとする。

（事業者の地球温暖化防止等への取組）

第6条 事業者は、事業活動において、次に掲げる事項を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(1) 環境への負荷の少ない物品、燃料等を使用し、及び資源を循環的に利用すること。

(2) 省エネルギー、省資源等を推進するための組織的な取組を行うこと。

(3) 廃棄物の排出を抑制すること。

(4) 新エネルギー（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）第2条に規定するエネルギーであって、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等をいう。以下同じ。）を率先して導入すること。

（市民の地球温暖化防止等への取組）

第7条 市民は、日常生活において、次に掲げる事項を推進し、エコライフ（環境への負荷の低減を図る等、環境に配慮した生活を行うことをいう。）の実践に努めなければならない。

(1) 省エネルギー等を推進するため、省エネ製品（省エネルギーを図るための製品をいう。）を使用し、及び省エネ行動（省エネルギーを図るための各種行動をいう。）を実践すること。

(2) 省資源等を推進するため、無駄使いを防止し、及び資源を循環的に利用すること。

(3) 廃棄物の排出抑制等を推進するため、環境にやさしい消費行動を実践すること。

(4) 新エネルギーを率先して導入すること。

(自動車等の使用等に係る市の責務)

第8条 市は、市民及び事業者が保有する自動車等の小型自動車(道路運送車両法第3条に規定する小型自動車をいう。)又は低公害車への転換、自動車等の合理的な使用、道路環境の改善その他自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、国、県等の関係機関と連携して、環境にやさしい交通施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

(自動車等の使用者等の責務)

第9条 自動車等を使用する者は、自動車排出ガス、二酸化炭素、騒音等(以下「自動車排出ガス等」という。)及び燃料消費の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

2 自動車等の製造、販売又は整備を業とする者は、市が実施する自動車等から発生する自動車排出ガス等及び燃料消費の低減に関する施策に協力しなければならない。

(低公害車等の購入等の促進)

第10条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車又は自動車排出ガス等の発生量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(アイドリング・ストップの促進)

第11条 自動車等を使用する者は、当該自動車等を停車し、又は駐車するときは、樹木等の保護に配慮して停車し、又は駐車するとともに、適時、アイドリング・ストップ(自動車等を停車し、又は駐車したときにおいて、当該自動車の原動機の不必要な稼動をしないことをいう。以下同じ。)を励行するよう努めなければならない。

2 駐車場、自動車ターミナルその他の自動車等が出入りする場所を管理する者は、当該場所に入出入りする自動車等を使用する者に対し、アイドリング・ストップの実行について周知するよう努めなければならない。

第3章 自然環境を守り育てるための施策

(市等の責務)

第12条 市は、自ら多様な自然環境を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による自然環境を守り育てる活動を促進するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、国及び県が指定する絶滅のおそれのある野生生物としてレッドデータブックに登載された生物の保全に努めるものとする。

3 市は、自然環境を守り育てるための施策を実施するに当たっては、自然環境について学識経験を有する専門家等に助言を求めるものとする。

4 市民及び事業者は、動植物の生育環境に配慮すること等により、森林、農地、河川等における多様な自然環境を適正に守り育てるよう努めなければならない。

(都市の自然を守り育てるための市等の責務)

第13条 市は、自ら都市における自然を適正に守り育てるとともに、市民及び事業者による都市の自然を守り育てる活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、日常生活、事業活動等において緑化等に配慮すること等により、自然が適正に守り育てられるよう努めなければならない。

(外来生物に係る措置)

第14条 市は、在来する生物及び生態系への外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条に規定する特定外来生物をいう。)による影響を防止するため、国、県、近隣市町村その他の関係機関と

連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（開発事業等に伴う自然環境への配慮の推進に係る市等の責務）

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を行う事業者が、当該事業の実施に当たり自然環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 開発事業等を行う事業者は、当該事業の実施に伴う自然環境への影響について適正に配慮するとともに、動植物の生育環境を守るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 4 章 生活環境を守るための措置

第 1 節 空き地の維持管理に関する措置

（空き地の所有者等の責務）

第 16 条 現に人が使用していない土地（豊田市不良な生活環境を解消するための条例（平成 28 年条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する空き地を除く。以下「空き地」という。）の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地が、雑草等が繁茂すること等により、ごみ等の不法投棄を誘発し、害虫の発生源となり、又は火災若しくは犯罪発生の遠因その他生活環境に重大な支障がある状態（以下「不良状態」という。）にならないように維持管理しなければならない。

（指導及び助言等）

第 17 条 市長は、空き地が現に不良状態にあるとき又は不良状態となるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、現に不良状態にある空き地の所有者等に対し、当該空き地の不良状態の除去に必要な措置を期限を定めて勧告することができる。

（空き地の活用）

第 18 条 市長は、空き地のうち公共的に活用することが効率的であるものについては、その所有者等に対して、当該空き地の管理を市に委託するよう要請するものとする。

第 2 節 空き缶等の散乱防止に関する措置

（空き缶等の散乱行為の禁止）

第 19 条 何人も、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻等（以下「空き缶等」という。）をみだりに捨てるなどして、散乱させることのないようにしなければならない。

（市の責務）

第 20 条 市は、地域の実情に即した空き缶等の散乱の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するため、空き缶等の散乱の防止に関する実施計画を策定するものとする。

（事業者の責務）

第 21 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者（自動販売機により販売する事業者を含む。以下同じ。）は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

3 容器入りの飲食料を販売する事業者は、規則で定めるところにより、その販売する場所に空き容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

4 たばこを販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行わなければならない。

（市民等の責務）

第 22 条 市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収容し、環境の美化に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

（印刷物等の配布者等の責務）

第 23 条 公共の場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者（以下「印刷物等の配布者等」という。）は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

2 公共の場所において催しを行った者は、当該催しを行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

（土地占有者等の責務）

第 24 条 土地を占有し、又は管理する者（以下「土地占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する場所を清潔に保つよう努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

（空き缶等散乱防止協定）

第 25 条 市長は、空き缶等の散乱を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対して、次に掲げる事項について空き缶等散乱防止協定の締結を求めることができる。

（１）空き缶等の散乱の防止についての啓発に関する事項

（２）空き缶等の散乱の防止のための清掃に関する事項

（３）その他市長が必要と認める事項

（犬、猫等の飼い主の責務）

第 26 条 犬、猫等の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、当該犬、猫等のふんを放置してはならない。

2 犬、猫等の飼い主は、当該犬、猫等を散歩させるときは、ふんを回収するための容器等を携行し、当該犬、猫等がふんをしたときは、直ちに回収して持ち帰るとともに、これを適正に処理しなければならない。

（指導及び助言）

第 27 条 市長は、市民、事業者、公共の場所における印刷物等の配布者等及び土地占有者等が空き缶等の散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第 28 条 市長は、第 21 条第 3 項又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 5 章 公害の防止等に関する施策

第 1 節 公害の防止に関する施策

（燃料の転換）

第 29 条 燃料の燃焼によりばい煙（大気汚染防止法第 2 条第 1 項及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定するばい煙をいう。）を発生させる事業者は、環境への負荷がより少ない燃料に転換するよう努めなければならない。

（低公害小型燃焼機器の設置等）

第 30 条 小規模のボイラーその他の燃焼機器（大気汚染防止法第 2 条第 2 項及び県条

例第 2 条第 1 項第 4 号に規定するばい煙発生施設を除く。以下「小型燃焼機器」という。)を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量のより少ない小型燃焼機器(以下「低公害小型燃焼機器」という。)を設置するよう努めなければならない。

- 2 市は、低公害小型燃焼機器に関する情報を収集し、当該情報を提供すること等により、低公害小型燃焼機器の普及の促進に努めるものとする。

(光化学スモッグ対策)

第 31 条 市は、光化学スモッグ(自動車、工場等から排出される窒素酸化物又は揮発性有機化合物(大気汚染防止法第 2 条第 4 項に規定する揮発性有機化合物をいう。以下同じ。))が、光化学反応によりオゾン等の酸化性物質に変化し、白くもやがかかった状態になることをいう。以下同じ。)による健康被害を防止するために必要な施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、光化学スモッグの発生の原因となる揮発性有機化合物の排出抑制に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、揮発性有機化合物の使用量がより少ない製品の購入及び使用に努めるとともに、市が実施する光化学スモッグによる健康被害を防止するための施策に協力しなければならない。

(油の流出及び地下浸透の禁止)

第 32 条 油(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 5 項に規定する油をいう。以下同じ。)を取り扱う者は、当該油の適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油をみだりに公共用水域(同法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)へ流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

- 2 油を取り扱う者は、その施設において当該油が公共用水域に流出し、又は地下に浸透していないことを定期的に点検しなければならない。
- 3 公共用水域へ油を流出させた者又は地下に油を浸透させた者(水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 1 項の特定事業場の設置者及び同条第 3 項の貯油事業場等の設置者を除く。次項において「油流出者等」という。)は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油の流出又は浸透を防止し、及び流出又は浸透した油の回収のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 油流出者等は、前項の措置を講じたときは、速やかにその状況等を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、当該油の流出又は浸透の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

(排水規制基準)

第 33 条 市長は、排水(事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)に含まれる物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものについて、その排出許容限度に関し、排水規制基準を定めるものとする。

- 2 事業者(水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する排水を排出する者を除く。)は、前項の排水規制基準を遵守しなければならない。

(土壌汚染の状況等の公表)

第 34 条 市長は、事業者から土壌又は地下水の汚染に関する報告があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 6 条第 2 項(同法第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による公示及び県条例第 42 条の規定による公表を行

うときを除き、当該土壌又は地下水の特定有害物質（同法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（開発事業等に係る環境保全対策）

第35条 開発事業等を行う者は、当該開発事業等に伴う汚濁水の流出、騒音、振動、粉じん（工事に伴い発生する砂じん等を含む。）、悪臭及びテレビ受信障害の防止に努めなければならない。

2 開発事業等のうちテレビ受信障害のおそれがあるものとして規則で定める事業を行おうとする者は、工事着手前までに、工作物の名称、工作物の所在地その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（監視、測定等）

第36条 市長は、公害の状況を把握するとともに、公害を防止するための措置等を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備し、これを実施するものとする。

（事業者に対する援助措置）

第37条 市長は、事業者が行う環境の保全のための施設の設置、改善等に必要な資金のあつせん、技術的な助言等の援助措置を講ずることができる。

第2節 化学物質の適正な管理等に関する措置

（化学物質に関する情報収集等）

第38条 市は、化学物質が適正に使用されるよう、化学物質に関する情報の収集及び提供、化学物質の適正管理に係る啓発等を行うものとする。

2 化学物質を使用しようとする者は、当該使用する化学物質の性状、人の健康又は生活環境への影響等の情報を事前に把握するとともに、化学物質の使用、管理等を適正に行うよう努めなければならない。

（化学物質の使用量の削減及び転換）

第39条 化学物質を使用する者は、化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することを抑制するため、化学物質の使用量の削減を図るとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれの少ない物質に転換するよう努めなければならない。

（化学物質に係る事故時の措置）

第40条 化学物質を取り扱う事業者は、その施設において破損その他の事故が発生し、化学物質が当該施設から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに当該化学物質の排出又は浸透の防止のために必要な措置（県条例第70条第1項の規定による措置を除く。）を講じなければならない。

2 化学物質を取り扱う事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の内容を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、事故の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

第3節 報告、立入検査及び勧告

（報告及び立入検査）

第41条 市長は、公害の防止及び化学物質の適正な管理等に関し、必要な限度において、事業者又は関係人から必要な報告を求め、又はその職員を工場その他の場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第42条 市長は、第32条第3項、第33条第2項又は第40条第1項の規定に違反する行為が行われたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該違反行為を行った者に対し、期限を定めて、当該おそれを除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第6章 環境保全に関する協定

第43条 市長は、この条例に定めるもののほか、環境の保全のために必要があると認めるときは、事業者（工場又は事業場を設置しようとする者を含む。）と環境保全に関する協定を締結することができる。

第7章 環境学習の促進に関する施策

(環境学習等の促進)

第44条 市は、市民及び事業者の自発的な環境学習等を促進するため、環境について学習及び体験をする事業、環境を守り育てるための事業等を企画し、当該事業のための施設及び参加の機会の充実を図るとともに、指導者等の人材育成に努め、環境に関する広報活動を積極的に実施するものとする。

- 2 事業者は、環境を守り育てる活動を自発的に行うよう努めなければならない。

- 3 市民は、環境を守り育てるために積極的に環境学習等に取り組むとともに、当該環境学習等を通じて習得した内容を実践するよう努めなければならない。

(市民及び事業者への支援)

第45条 市は、市民及び事業者に対し、環境を守り育てる活動を行うために必要な助言、物品等の支援措置等を講ずるよう努めるものとする。

第8章 雑則

(公表)

第46条 市長は、この条例の規定に違反して人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況を公表することができる。

- 2 市長は、第42条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに違反の事実及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により違反者の氏名又は名称等を公表しようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の手続の例により、相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。

(生活環境に関する苦情の処理等)

第47条 市長は、生活環境に関して、苦情等が発生したときは、その内容を検証し、必要があると認めるときは、当該苦情を処理するための適切な措置を速やかに講ずるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動により周辺の生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、その内容を検証し、当該苦情に対応する必要があるときは、その責任において誠意をもって対応しなければならない。

(表彰)

第48条 市長は、環境を守り育てる活動において、顕著な功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第 49 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(豊田市公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊田市公害防止条例(昭和 47 年条例第 18 号)

(2) 豊田市あき地環境保全条例(昭和 47 年条例第 19 号)

(3) 豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例(平成 7 年条例第 44 号)

附 則(平成 22 年 6 月 30 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 35 条の改正規定(「第 43 条」を「第 42 条」に改める部分に限る。)は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 27 日条例第 84 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊田市の環境を守り育てる条例第 40 条の規定は、施行日以後に化学物質を取り扱う事業者の施設において発生した破損その他の事故の際に講じる措置について適用し、施行日前に化学物質を取り扱う事業者の施設において発生した破損その他の事故の際に講じる措置については、なお従前の例による。

豊田市の環境を守り育てる規則

(平成 18 年 6 月 30 日規則第 49 号)

改正 平成 23 年 12 月 28 日規則第 64 号
平成 24 年 6 月 29 日規則第 63 号
平成 26 年 10 月 1 日規則第 60 号
平成 26 年 12 月 25 日規則第 93 号
平成 27 年 5 月 25 日規則第 47 号
平成 28 年 3 月 30 日規則第 31 号
平成 28 年 8 月 1 日規則第 81 号
平成 30 年 1 月 29 日規則第 3 号
平成 31 年 3 月 22 日規則第 16 号
令和元年 11 月 29 日規則第 71 号
令和元年 12 月 13 日規則第 75 号
令和 2 年 12 月 24 日規則第 138 号
令和 3 年 3 月 25 日規則第 22 号
令和 3 年 6 月 30 日規則第 47 号
令和 4 年 9 月 30 日規則第 66 号
令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号
令和 7 年 6 月 30 日規則第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊田市の環境を守り育てる条例(平成 18 年条例第 6 号。以下「条例」という。)第 21 条第 3 項、第 32 条第 5 項、第 33 条第 1 項、第 34 条、第 35 条第 2 項、第 40 条第 3 項及び第 49 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置)

第 2 条 条例第 21 条第 3 項の規定により設置する空き容器の回収容器(以下「回収容器」という。)は、次に掲げるすべての要件を具備するものでなければならない。

(1) 金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 30 リットル以上の容積があること。

(3) 販売する容器入りの飲食料の容器の材質に応じ分別回収できるものであること。

2 回収容器は、容器入りの飲食料を販売する場所から 5 メートル以内で空き容器の回収に支障のない位置に設置しなければならない。ただし、市長が適当と認める位置に設置する場合にあっては、この限りでない。

(油の流出等の状況の公表に係る事項)

第 3 条 条例第 32 条第 5 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名(事業者にあつては、当該事業者の名称及び代表者の氏名)、住所(事業者にあつては、事業所の所在地)及び連絡先

(2) 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた場所

(3) 公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた油の種類

(4) その他市長が必要と認める事項

(排水規制基準)

第 4 条 条例第 33 条第 1 項の規則で定めるものは、別表左欄に掲げる物質とする。

2 条例第 33 条第 1 項の排水規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

(土壌汚染の状況等の公表に係る事項)

第 5 条 条例第 34 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定有害物質により汚染された土地の場所
- (2) 調査を実施した年月日
- (3) 当該土地の汚染の原因となった特定有害物質の名称
- (4) その他市長が必要と認める事項
- (テレビ受信障害に係る届出)

第6条 条例第35条第2項の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地階を除く階数が4以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。第4項において同じ。）を建築する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、高さ12メートル以上の工作物を設置する事業

2 条例第35条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物の設置に係る工事期間
- (2) 工作物の用途
- (3) 工作物の高さ及び階数
- (4) テレビ受信障害が発生した場合の措置
- (5) 連絡責任者の氏名及び連絡先

3 条例第35条第2項の規定による届出は、テレビ受信障害に関する届出書（別記様式）により行うものとする。

4 前項のテレビ受信障害に関する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 工作物の付近の見取図
- (2) 机上計算によりテレビ受信障害の予測範囲を示した図面（地階を除く階数が10以上の建築物を建築する事業に係るものに限る。）
- (化学物質に係る事故時の公表に関する事項)

第7条 条例第40条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地並びに連絡先
- (2) 化学物質を大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた場所
- (3) 大気中若しくは公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させた化学物質の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項
- (立入検査の身分証明書)

第8条 条例第41条第2項に規定する身分を示す証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式に規定する立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書とする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（豊田市公害防止規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 豊田市公害防止規則（昭和47年規則第14号）
- (2) 豊田市あき地環境保全規則（昭和47年規則第19号）
- (3) 豊田市空き缶等ごみ散乱防止規則（平成7年規則第50号）

3 次の表の左欄に掲げる人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の豊田市の環境を守り育てる条例（平成18年条例第6

号)第33条第1項に規定する排水規制基準(以下「排水規制基準」という。)は、別表の規定にかかわらず、令和10年9月30日までの間(下水道業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間)は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	業種	排出許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	1リットルにつきほう素30ミリグラム
	下水道業(旅館業に属する事業者から排出される水を受け入れるものに限る。)	1リットルにつきほう素40ミリグラム
	金属鉱業	1リットルにつきほう素100ミリグラム
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業	1リットルにつきふっ素10ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業(豚房施設)	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量400ミリグラム
	モリブデン化合物製造業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量1,300ミリグラム
	バナジウム化合物製造業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量1,350ミリグラム
	貴金属製造・再生業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量2,800ミリグラム

- 4 前項の表の中欄に掲げる業種に属する事業者が同時に他の業種に属する場合において、別表又は同項の表により当該業種につき異なる排出許容限度の排水規制基準が定められているときは、当該事業者に係る排水については、それらの排出許容限度のうち、最大の排出許容限度を適用する。
- 5 附則第3項の規定の適用については、当該事業者に係る污水又は廃液を処理する事業者については、当該事業者の属する業種に属するものとみなす。

附 則 (平成23年12月28日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 1 日規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日規則第 93 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 25 日規則第 47 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 1 日規則第 81 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則附則第 2 項第 2 号の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、平成 30 年 5 月 25 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 29 日規則第 71 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 13 日規則第 75 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日規則第 138 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市の環境を守り育てる規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日規則第 22 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市の環境を守り育てる規則の規定に基づいて作成されている帳票等は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日規則第 47 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市の環境を守り育てる規則の規定に基づいて作成されている帳票等は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日規則第 66 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 豊田市の環境を守り育てる規則の一部を改正する規則（平成26年規則第93号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和6年3月29日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に排水を排出している事業者（排水を排出する施設の設置の工事をしている事業者を含む。）の当該排水に含まれる六価クロム化合物に係る排水規制基準は、改正後の豊田市の環境を守り育てる規則別表の規定にかかわらず、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月30日規則第59号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

排水規制基準

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	排出許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイトに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム

チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1・4—ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム

備考

- 1 排出許容限度は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 この表において「検出されないこと。」とは、前項の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別記様式〔省略〕

豊田市不良な生活環境を解消するための条例

(平成28年3月30日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、その状態の解消を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等を除いたものをいう。
- (2) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に工作物その他の物件が設置されていないもの又はその部分をいう。
- (3) 占有者等 建築物等及び空き地の占有者、所有者及び管理者をいう。
- (4) 不良な生活環境 建築物等又は空き地における物の堆積若しくは放置、多数の動物(規則で定める動物に限る。)の飼育、これらへの給餌若しくは給水又は樹木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等若しくは空き地又はその周囲の生活環境が衛生上、防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態をいう。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- (1) 原則として、建築物等又は空き地の占有者が行うこと。占有者が行うことが困難であると認められるときは、所有者又は管理者が行うこと。
- (2) 占有者等のみによっては解消が著しく困難であると認められるときは、市及び住民組織等(住民組織及び関係行政機関その他の関係者をいう。以下同じ。)が協力して行うこと。
- (3) 生活環境の悪化を防止するため、速やかに行うこと。
- (4) 不良な生活環境の背景に地域社会における占有者の孤立その他の生活上の諸事情があることに配慮して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、不良な生活環境の解消を推進しなければならない。

(市民及び占有者等の責務)

第5条 市民及び占有者等は、不良な生活環境を生じさせないように、その占有し、所有し、又は管理する建築物等及び空き地の適正な管理に努めなければならない。

2 市民及び占有者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(住民組織の責務)

第6条 住民組織は、第3条の基本方針にのっとり、不良な生活環境を解消するための取組に協力するとともに、市民が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境の確保に向けて積極的に取り組むよう努めなければならない。

(地域等との連携)

第7条 市は、市民及び住民組織等と、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、連携して取り組むものとする。

2 市は、不良な生活環境を解消する必要があると認めるときは、住民組織等から広く意見を聴くよう努めなければならない。

(相談及び助言)

第8条 市は、不良な生活環境を解消するための取組について、占有者等又は住民組織等からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な助言を行わなければならない。

(支援の方法)

第9条 市は、占有者等の意思に従いつつ、必要に応じて住民組織等と協力して、不良な生活環境を解消するための支援を行わなければならない。

2 前項の支援を行う場合において堆積している物があるときは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱いの形態、取引価値の有無、占有者等の意思その他の事情を総合的に勘案し、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）とその他の物とを分別するものとする。

3 第1項の支援を受けた者は、規則で定める場合を除き、当該支援に要した費用を負担しなければならない。

4 前項の費用の額は、規則で定める算定基準に従い、市長が算定して通知する額とする。

(支援の際の留意事項)

第10条 市が行う不良な生活環境を解消するための取組は、前2条の規定による支援を基本とし、これと第12条から第15条までの規定による措置とを適切に組み合わせて行われなければならない。

(不良な生活環境を解消する義務)

第11条 占有者等は、不良な生活環境を生じさせたときは、速やかにその状態を解消しなければならない。

(指導及び勧告)

第12条 市長は、不良な生活環境にある建築物等及び空き地の占有者、所有者及び管理者に対し、当該建築物等及び空き地に関し、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導をした場合において、なお不良な生活環境が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、その勧告をしようとする者に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

(命令、公表等)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による措置を命じられた者がその措置を履行しないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 不良な生活環境にある建築物等又は空き地の所在地

(3) 不良な生活環境の内容

(4) 命令の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の例により、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第14条 市長は、前条第1項の規定による措置を命じられた者がその措置を履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、その者の負担において、その措置を自らとり、又はその命じた者若しくは委任した者にとらせることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第12条第1項の指導又は同条

第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令をすることができないときを含む。)は、その者の負担において、その措置を自らとり、又はその命じた者若しくは委任した者にとらせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置をとるべき旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項前段の措置をとろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による代執行をしようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会の意見を聴くものとする。
- 5 第9条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による代執行を行う場合について準用する。
(緊急安全措置)

第15条 市長は、不良な生活環境に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために、必要最小限の措置を自らとり、又はその命じた者若しくは委任した者にとらせることができる。

- 2 前項の措置をとろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第9条第2項の規定は、第1項の措置をとる場合について準用する。
- 4 占有者等は、規則で定める場合を除き、第1項の措置に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第9条第4項の規定は、前項に規定する者が負担する第1項の措置に要した費用について準用する。
(審議会)

第16条 市長は、不良な生活環境を解消するための支援及び措置の内容を審議させるため、市長の附属機関として、豊田市不良な生活環境を解消するための審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、不良な生活環境の認定及びその解消について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、不良な生活環境に関する専門的な事項について、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 審議会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(調査、報告の徴収等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境にある建築物等又は空き地の占有者の心身の状態、親族関係、就労の状況、法令に基づく給付の受給の状況その他その者に関する事項について、必要な調査をし、又はその者に対し報告を求めることができる。

- 2 市長は、建築物等及び空き地が不良な生活環境にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、占有者等に対し、当該建築物等及び空き地の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。
- 3 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。
(立入調査等)

第18条 市長は、建築物等及び空き地が不良な生活環境にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、市長が指定する職員に、当該建築物等及び空き地に立ち入り、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、占有者等が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 占有者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 不良な生活環境にある建築物等又は空き地の所在地

(3) 不良な生活環境の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

5 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の例により、同項の占有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第20条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第21条 第18条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の規定は、同年7月1日から施行する。

(豊田市の環境を守り育てる条例の一部改正)

2 豊田市の環境を守り育てる条例(平成18年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条中「土地(」の次に「豊田市不良な生活環境を解消するための条例(平成28年条例第2号)第2条第2号に規定する空き地を除く。」を加える。

豊田市不良な生活環境を解消するための規則

(平成28年3月30日規則第3号)

改正 令和2年12月24日規則第137号

令和3年3月25日規則第20号

令和6年9月30日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市不良な生活環境を解消するための条例(平成28年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(動物の種類)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める動物は、犬及び猫とする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条に規定する第一種動物取扱業又は同法第24条の2の2に規定する第二種動物取扱業を営む者により飼育されているものを除く。

(費用の負担を要しない場合)

第3条 条例第9条第3項及び第15条第4項の規則で定める場合は、不良な生活環境が生じたことについて、これらの規定により費用を負担すべき者の責めに帰すべき事由がないと市長が認める場合とする。

(費用の算定基準)

第4条 条例第9条第4項(条例第15条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定める算定基準は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。次号において「法」という。)

第2条第2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年条例第3号)別表に定める手数料の額に相当する額

(2) 法第2条第4項に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用 当該収集、運搬及び処分の委託に要する費用の額

(3) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等(同法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。)に要する費用 当該収集及び運搬並びに再商品化等の委託に要する費用の額

(4) 撤去し、又は移動する物(前3号に掲げるものを除く。)の運搬に要する費用 当該運搬の委託に要する費用の額

(5) 撤去する物(第1号から第3号までに掲げるもの及び動物を除く。)の保管に要する費用 当該保管の委託に要する費用の額

(6) 動物の引取りに要する費用 豊田市手数料条例(昭和47年条例第2号)別表第3第91号に定める手数料の額に相当する額

(7) 草刈り又は樹木の枝の切除に要する費用 当該草刈り又は樹木の枝の切除の委託に要する費用の額

(8) その他の費用 実費の額

(身分証明書)

第5条 条例第14条第3項、第15条第2項及び第18条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式)によるものとする。

(審議会の会長)

第6条 条例第16条第1項の豊田市不良な生活環境を解消するための審議会(以下「審議会」とい

う。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の特例)

第8条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第4項中「会議に出席させ」とあるのは「審議に参加させ」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月24日規則第137号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市不良な生活環境を解消するための規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月30日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式〔省略〕

豊田市環境影響評価検討会設置要綱

(設置)

第1条 環境影響評価に関して、関係各部署の総合調整をすることにより、環境影響評価制度の適切かつ円滑な推進を図り、もって地域の環境の保全に資するため、豊田市環境影響評価検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は愛知県環境影響評価条例(平成10年条例第47号)に基づく関係地域の市長意見の取りまとめに関すること。
- (2) その他環境影響評価に関し、会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境部副部長とし、検討会を総括する。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、会長は、案件に応じて必要な職員を加えることができる。

4 会長は、環境に関する専門的な意見等を聴くために、専門家をアドバイザーとして置くことができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、以下により運営する。

- (1) 会議は、会長が必要に応じて、対象事業に係る委員を招集する。
- (2) 原則として、代理出席はないものとする。ただし、会長は、やむを得ない事情によりあらかじめ特定した代理者の出席を認めることができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要に応じて、検討会に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(豊田市環境影響評価審査会設置要綱の廃止)

2 豊田市環境影響評価審査会設置要綱(平成元年)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部	企画課長
地域活躍部	地域交流課長
地域活躍部	交通安全防犯課長
美術・博物部	文化財課長
産業部	農政企画課長
産業部	森林課長
都市整備部	都市計画課長
都市整備部	開発調整課長
都市整備部	建築相談課長
建設部	河川課長
上下水道局	企画課長
環境部	環境政策課長
環境部	廃棄物対策課長
環境部	循環型社会推進課長
環境部	環境保全課長